

## 生活行為向上マネジメント指導者養成制度規程

2024年12月21日

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生活行為向上マネジメント指導者養成制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本制度は、生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）を実践・指導できる作業療法士の養成を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 MTDLP研修修了者とは、MTDLP基礎研修、MTDLP実践研修を受講した者をいう。

2 MTDLP指導者とは、MTDLP研修修了者のうち、MTDLP実践に基づく推進・指導ができる者を本会が認定した者をいう。

3 MTDLP実践報告とは、MTDLP実践に基づく事例報告をいう。

### (適用範囲)

第4条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

### (本会の役割)

第5条 本制度の整備・改定、管理・運用に関する必要な業務をMTDLP室に行わせる。

2 MTDLP指導者認定の審査は、MTDLP審査会がこれを行う。

3 MTDLP指導者認定は、理事会もしくは職務権限規程にて決裁権を移譲された代表理事によってこれを行う。

4 MTDLP研修修了者に修了証を交付する。

5 MTDLP指導者に認定証を交付する。

### (MTDLP研修の修了要件)

第6条 MTDLP研修修了要件は、次の各号に示す項目すべてを満たすこととする。

(1) MTDLP基礎研修を受講すること

(2) 都道府県作業療法士会で開催されるMTDLP実践研修にて事例報告を行うこと

### (MTDLP指導者の認定要件)

第7条 MTDLP指導者の認定要件は、次の各号に示す項目をすべて満たすこととする。

- (1) MTDLP 基礎研修を受講していること
- (2) MTDLP 実践研修を受講していること
- (3) 本会生涯学修制度の登録作業療法士であること
- (4) MTDLP 実践報告が口頭試問にて合格判定を受けていること

(MTDLP 指導者の認定手続き)

第 8 条 MTDLP 指導者の認定手続きは、本規程の細則に定める。

(MTDLP 指導者の情報公開)

第 9 条 MTDLP 指導者には、後輩育成、作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）に従事することが推奨される。

- 2 前項の目的のため、都道府県作業療法士会に MTDLP 指導者名簿を公開する。
- 3 名簿に登録する要件、名簿の更新期間は、本規程の細則に定める。

(MTDLP 実践報告の著作権)

第 10 条 MTDLP の著作権（著作者人格権、著作財産権）は本会が専有し、MTDLP シートの改変はこれを禁じるが、MTDLP 指導者認定を申請する者が個別に提出する MTDLP 実践報告の著作権は当該報告者（著者）に帰属する。

- 2 MTDLP 実践報告の報告者は、本会が公益事業に役立てるために行う実践報告の複写・複製・翻訳・翻案・要約及び第三者への転載の許諾の権利を本会に譲渡するものとする。

(倫理的配慮)

第 11 条 MTDLP 実践報告の作成には対象者及び施設長等の同意が必要である。同意書及び利用等に係る管理・運用業務については、本規程の細則に定める。

(規程の変更)

第 12 条 本規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

- 1 本規程は、2024 年 12 月 21 日から施行する。

## 生活行為向上マネジメント指導者養成制度規程細則

2024年12月21日

### (目的)

第1条 本細則は、MTDLP指導者養成制度規程（以下、規程）の施行にあたり、管理・運用業務の基本的な事項を定める。

### (MTDLP研修の内容)

第2条 MTDLP基礎研修及びMTDLP実践研修の内容は、MTDLP室が作成するシラバスに準じることとする。

### (MTDLP指導者認定の申請手続き)

第3条 MTDLP指導者認定を申請する者（以下、申請者）は、MTDLP審査会が発行する「MTDLP実践報告作成の手引」に従ってMTDLP実践報告を作成し、事務局へ送付する。

2 申請者は、MTDLP実践報告の作成にあたって、MTDLP指導者から指導を受けなければならない。

3 MTDLP実践報告は、次の各号に示す書類から構成される。

- (1) 事例紹介（表題、報告目的を記載）
- (2) 一般情報シート
- (3) MTDLPマネジメントシート（MTDLP実践報告用）
- (4) MTDLP課題分析シート（MTDLP実践報告用）
- (5) 同意書
- (6) MTDLP指導者から評価表

### (MTDLP指導者の認定手続き)

第4条 MTDLP実践報告の口頭試問は、MTDLP審査会がこれを行う。

2 MTDLP審査会は、規程第7条の認定要件に即して申請者の認定審査を行い、合否判定の結果を理事会に報告する。

3 理事会もしくは職務権限規程にて決裁権を移譲された代表理事は、MTDLP審査会の認定審査結果に基づいて決裁を行い、合格者に対して認定証を発行する。

### (同意書の取り扱い)

第5条 MTDLP実践報告への同意は、別紙様式1の同意書説明文を用い、別紙様式2の同意書に対象者（又は代諾者）及び当該作業療法を実施した施設の長（又はこれに代わる代表者）による自筆署名により、これを得るものとする。

2 対象者及び施設の長は、同意した後も、これを取りやめることができる。

- 3 同意書は、本会が保管し、写しを報告者が保管するものとする。
- 4 同意書の様式は、第1項の規定にかかわらず、当該作業療法実施施設の倫理委員会等が定める様式がある場合はそれを用いることができる。

(口頭試問)

第6条 MTDL 実践報告の審査は、MTDLP 審査会が口頭試問によりこれを行う。

- 2 口頭試問は、申請者1名につき、審査員2名で60分間行う。
- 3 口頭試問の可否は、まず担当審査員が別紙様式3の事例審査項目に即して評価を行い、その評価結果を受け、MTDLP 審査会の合議をもって判断する。

(MTDLP 実践報告の取り扱い)

第7条 合格となった MTDLP 実践報告は、養成教育、生涯学修及び広報活動等の基礎資料として活用するために、系統的に分類してまとめ、事例集として発行することができる。

(MTDLP 指導者の名簿登録要件と管理)

第8条 MTDLP 指導者として認定された者は、その氏名、会員番号、所属、連絡先等が MTDLP 指導者名簿に登録される。

- 2 本会は MTDLP 指導者名簿を都道府県作業療法士会に提供する。
- 3 MTDLP 指導者名簿は、年1回更新する。
- 4 MTDLP 指導者本人から名簿登録辞退の意向が示された場合は、本会はその者の情報を名簿から削除し、またその旨を都道府県作業療法士会へ通知する。
- 5 MTDLP 室は、MTDLP 指導者名簿に登録されている者の活動状況を把握し、その質の維持向上について必要な支援を実施する。
- 6 MTDLP 指導者名簿の登録を更新するためには、次の各号に示す要件をすべて満たさなければならない。

- (1) MTDLP 室が開催する MTDLP 推進会議等に年1回以上参加していること
- (2) 5年毎に MTDLP 実践報告をしていること

(細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

- 1 本細則は、2024年12月21日から施行する。